

## 憲法施行、児童福祉法成立 70 年にあたって 私たちは訴えます

### 憲法が捻じ曲げられ平和と民主主義が壊されようとしています。

1947 年、日本国憲法施行から 70 年、戦後の平和と暮らしを守ってきた憲法がなし崩しにされようとしています。

この数年を見ても、特定秘密保護法で国民の知る権利や報道の自由が制限され、安全保障関連法で戦争の放棄をうたった憲法 9 条を歪め戦争への道を容易にし、「共謀罪」法（改正組織的犯罪処罰法）はテロ対策と称し一般人への監視社会を強化し自由を拘束しようとしています。しかもいずれも数に頼る安倍内閣与党が強行採決を繰り返しています。さらに森友・加計学園問題では安倍総理大臣の個人的な思惑を官邸はじめ関係者が「忖度」し、有るものを無いとし、黒を白と多くの国民が感じている疑惑に対しそのまま強引に幕引きしようとしています。まさに一強の驕りと傲慢さが際立ってきています。

内閣はじめその周辺は、民主主義を踏みにじり、憲法第 99 条でいう憲法尊重擁護義務をないがしろにしているといえます。さらに戦後の 70 年間、日本の平和と民主主義を支えきた憲法を「改正」するとのめりの姿勢を強く打ち出してきましたが、これらはとうてい一般国民の許容範囲を超えていて容認できないし、このような暴力的手法や光景は未来を担う子どもたちの夢を破壊していくことにつながりかねません。子どもの未来—福祉・教育・文化・平和の基盤は憲法です。

**憲法を護り、平和と民主主義の破壊に断固反対します。**

### 子どもの未来には夢と平和を

1947 年、戦後の混乱期のなか児童福祉法が成立して全ての子どもを対象とし、児童保護だけでなく健全育成はじめ児童の福祉を掲げてきました。1997 年の 50 次改正では措置制度の縮小や施設等の名称変更等、その後社会福祉の基礎構造改革のなかで社会的養護は、特に子ども虐待への対応に奔走させられてきました。この間、子どもの発達や自立支援を図るため、施設の小規模化と地域化が進められ、家庭的養育の施策が推進されています。さらに昨年の児童福祉法改正で、初めて「児童の権利に関する条約の精神にのっとり」と第 1 条に根本原理として規定され、子どもが権利の主体者として謳われました。子どもの権利条約の批准から 20 年余り、条約の精神をいかに具現化していくか、政策化と政策実現化が求められます。

全国児童養護問題研究会（養問研）はこの半世紀近く“未来をになう子どもたちに 仲間とつくりよう豊かな実践を”を掲げて、子どもの福祉と教育を統一する実践・研究を進めてきました。子どもの権利条約をベースにして子どもの最善の利益が最大限に考慮されること、子どもの意見表明権が確保され子どもが主人公（チルドレン・ファースト）の生活をつくっていく取り組みを図ってきました。

さらに改正児童福祉法の具現化として、社会的養護の新たな展望を求めて、個と集団の育ちあう養護を創造していくこと、切れ目の無い支援を強めていくこと、職員（支援者）の専門的・集団的力量を高め増員を図っていくこと、子どもの未来に夢を描くには、これらを保障することが求められます。

特に、平和なくして子どもの真の幸せは得られません。私たちは、平和な社会とともに、子どもの幸せのため、子どもの権利と職員の権利の統一を強く求めます。

2017 年 6 月 25 日

第 46 回全国児童養護問題研究会全国大会参加者